

「アクション・プラン」の推進体制について

〔 平成 23 年 1 月 25 日 地域主権戦略会議決定 〕

- 1 「アクション・プラン」(平成 22 年 12 月 28 日閣議決定) 2 (4) 及び 3 (3) に基づき、改革を円滑かつ速やかに実施するための仕組みとして、地域主権戦略会議の下に「アクション・プラン」推進委員会(以下「推進委員会」という。)を置く。
- 2 推進委員会の委員長は内閣府特命担当大臣(地域主権推進)とし、推進委員会のその他の構成員は、委員長が指名する。
- 3 (1) 次の表の右欄に掲げる課題を検討するため、推進委員会に左欄に掲げるチームを置き、各チームの主査は、委員長が指名する。

直轄道路・直轄河川チーム	「アクション・プラン」記 2 (1) 及び (2)
公共職業安定所(ハローワーク)チーム	「アクション・プラン」記 2 (3)
共通課題チーム	「アクション・プラン」記 3 (1) 及び (2)

- (2) チームの構成員その他チームの運営に必要な事項は、主査が定める。

- 4 前各項に掲げるもののほか、推進委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、委員長が定める。